皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月三日プルガリア国の国祭日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

人事院公示第５号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成13年人事院公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成23年３月４日

人事院総裁　江利川　毅

1　第２項第１号中「第３条第１項」を「第３条」に改める。

2　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月８日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月４日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

茨城県	水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群馬県	前橋赤十字病院
埼玉県	小川赤十字病院
神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター
新潟県	長岡赤十字病院及び新潟県赤十字血液センター
長野県	長野県赤十字血液センター及び長野県松本赤十字血液センター
岐阜県	岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静岡県	静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県浜松赤十字血液センター
三重県	山田赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京都府	京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、大阪府北大阪赤十字血液センター及び大阪府南大阪赤十字血液センター
兵庫県	神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳島県	徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛媛県	松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福岡県	福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県北九州赤十字血液センター
長崎県	長崎県赤十字血液センター
宮崎県	宮崎県赤十字血液センター
沖縄県	沖縄県赤十字血液センター

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄動力車労働組合総連合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全路線および付随する施設（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月４日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

福島県	水郡線、東北本線、常磐線
茨城県	水郡線、水戸線、鹿島線、常磐線
栃木県	東北本線、水戸線
群馬県	高崎線、上越線
埼玉県	武蔵野線
千葉県	総武緩行線、総武快速線、総武本線、成田線、内房線、外房線、久留里線、東金線、京葉線、武蔵野線、鹿島線、常磐線
東京都	総武緩行線、総武快速線、総武本線、京葉線、武蔵野線、中央本線、南武線、常磐線
神奈川県	南武線
新潟県	上越線
長野県	高崎線

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本空輸乗員組合から、深夜勤務割増手当等の要求に関して、平成23年３月７日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月４日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本建設交運一般労働組合から賃金引上げ等の要求に関して、平成23年３月９日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月４日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道	函館運送株式会社
青森県	秋田運送株式会社及び近物レックス株式会社
岩手県	秋田運送株式会社及び近物レックス株式会社
宮城県	秋田運送株式会社、中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
秋田県	秋田運送株式会社、本荘美化センター株式会社及び近物レックス株式会社
山形県	秋田運送株式会社、荘内運送株式会社及び近物レックス株式会社
福島県	中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
栃木県	カンダコーポレーション株式会社
群馬県	カンダコーポレーション株式会社、中央運輸株式会社及び近物レックス株式会社
埼玉県	カンダコーポレーション株式会社、中央通運株式会社、上松輸送株式会社、株式会社アサヒ・エコキャリー、中央運輸株式会社、又新運輸株式会社及び近物レックス株式会社
千葉県	中央通運株式会社
東京都	函館運送株式会社、カンダコーポレーション株式会社、京王電鉄バス株式会社、京王バス小金井株式会社、京王バス東株式会社、日立自動車交通株式会社、豊島運送株式会社、中央通運株式会社、新潟運輸株式会社、森吉通運株式会社、上松輸送株式会社、株式会社アサヒ・エコキャリー、中央運輸株式会社、株式会社桜商会、城北清掃株式会社、東洋興業株式会社、太盛運輸株式会社、大洋運輸株式会社、東栄興業株式会社、都清掃株式会社、奥田興業株式会社、小早川運輸株式会社、光ヶ丘運輸株式会社、三和清運株式会社、東都運業株式会社、興生運輸株式会社、株式会社日野衛生公社、グッドサービス株式会社、都留貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
神奈川県	カンダコーポレーション株式会社、又新運輸株式会社、都留貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
新潟県	信州名鉄運輸株式会社及び近物レックス株式会社
富山県	アースクリーントェンティワン株式会社
山梨県	カンダコーポレーション株式会社、都留貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
長野県	信州名鉄運輸株式会社及び近物レックス株式会社
岐阜県	中津貨物自動車株式会社、日通岐阜運輸株式会社、近物レックス株式会社及びフットワークエクスプレス株式会社
静岡県	ヤマト運輸株式会社、都留貨物自動車株式会社、近物レックス株式会社、株式会社東海ロジテム、財団法人浜松市清掃公社、財団法人静岡市清掃公社及びフットワークエクスプレス株式会社